

日常生活用具の給付に変更がありました！

日常生活の便宜を図るため、日常生活用具購入には長野市から補助があります。一部変更になりましたので、ご注意ください。

日常生活用具給付品目

品目		対象	耐用年数	基準額
聴覚障害者用 通信装置	FAX	聴覚障害	5年	35,000円
聴覚障害者用 屋内信号装置	目覚まし時計	聴覚障害2級以上	10年	87,400円
	パトライト	聴覚障害2級以上	10年	87,400円
聴覚障害者用 情報受信装置	アイ・ドラゴン	聴覚障害	6年	88,900円

変更点は・・・



FAXの基準額が71,000円⇒35,000円になりました。

昔と比べ、FAXが安価になった為です。



H23年7月31日で、字幕対応テレビの補助が終了しました。

地デジ化で、販売しているテレビ機器は、どれも字幕対応になっているからです。



火災警報器の補助はH23年3月30日で終了しました。

聞こえる、聞こえないに関係なく、どの家にも設置する必要があるからです。

**補助の申請が済んでから買って下さい。
購入した後は、補助の手続きはできません。**